

○長岡市中小企業災害復旧資金実施要綱

平成16年8月27日

告示第164号

改正 平成16年11月19日告示第210号
平成17年3月22日告示第25号
平成17年3月31日告示第127号
平成17年6月24日告示第257号
平成17年9月20日告示第319号
平成18年3月31日告示第138号
平成19年3月30日告示第175号
平成19年7月26日告示第351号
平成20年3月31日告示第133号
平成27年9月29日告示第358号
平成28年3月31日告示第115号
令和2年12月25日告示第440号

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害の被害にあった中小企業の災害復旧と経営の安定化を図るため、長岡市中小企業災害復旧資金による融資（以下「融資」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(融資の対象者)

第2条 融資の対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する中小企業者であって、市内において事業を営んでおり、地震、風水害等自然災害により、店舗、設備、商品等に直接の損害を受け、経営の安定に支障が生じたものとする。

(融資の条件)

第3条 融資の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 資金の用途 災害復旧に必要とする運転資金又は設備資金（土地の取得資金を除く。）とする。
- (2) 融資限度額 3,000万円とする。
- (3) 融資利率 次号による返済期間が5年以内の場合は年1.95パーセント（融資対象者が新潟県信用保証協会の信用保証を受けている場合は、年1.45パーセント）とし、5年を超え9年以内の場合は年2.15パーセント（融資対象者が新潟県信用保証協会の信用保証を受けている場合は、年1.65パーセント）とする。
- (4) 返済期間 運転資金の場合は貸付の日から7年以内（据置期間1年以内を含む。）

とし、設備資金の場合は貸付の日から9年以内（据置期間1年以内を含む。）とする。

- (5) 返済方法 原則として割賦返済とする。
- (6) 担保及び保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 信用保証 必要により新潟県信用保証協会の保証付きとする。

（取扱金融機関）

第4条 融資を実施する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第四北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内に所在する本店及び支店
- (2) 前号に掲げる金融機関の支店のうち、市長が別に定める市外に所在する支店（預託条件等）

第5条 市長は、融資に必要な資金の一部を取扱金融機関に預託するものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた資金に、当該資金の2.2倍以上の自己資金を加えて融資を実施するものとする。
- 3 融資契約による債権の管理等についての責任は、すべて取扱金融機関が負うものとする。

（融資の申込み）

第6条 融資を受けようとする者は、自然災害の被害にあった日から2年を経過する日までの間に、別に定める長岡市制度融資借入申込書に必要書類を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みを受けた取扱金融機関は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、第3条の融資条件により融資を実施するものとする。

（報告）

第7条 取扱金融機関は、別に定める様式により毎月の融資状況を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関から融資についての報告を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長と取扱金融機関が協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
(平成19年新潟県中越沖地震対策に伴う特例融資)
- 2 平成19年新潟県中越沖地震からの復興を図るため、第2条の規定にかかわらず、市内において事業を営んでいる中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、融資を実施する。
 - (1) 平成19年新潟県中越沖地震を本震とする地震による損害により経営の安定に支障を生じたもの
 - (2) 取引先が平成19年新潟県中越沖地震を本震とする地震による損害を受けたことにより経営の安定に支障を生じたもの
- 3 前項の規定による融資（以下「特例融資」という。）の融資限度額、融資利率及び返済期間は、第3条第2号から第4号までの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。
 - (1) 融資限度額 特例融資以外の融資を除き、3,000万円とする。
 - (2) 融資利率 返済期間が3年以内の場合は年1.7パーセント（融資対象者が新潟県信用保証協会の信用保証を受けている場合は、年1.5パーセント）とし、返済期間が3年を超え7年以内の場合は年2.1パーセント（融資対象者が新潟県信用保証協会の信用保証を受けている場合は、年1.9パーセント）とし、返済期間が7年を超え10年以内の場合は年2.5パーセント（融資対象者が新潟県信用保証協会の信用保証を受けている場合は、年2.3パーセント）とする。
 - (3) 返済期間 運転資金及び設備資金ともに10年以内（据置期間2年以内を含む。）とする。
- 4 特例融資の取扱いは、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成16年11月19日告示第210号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日告示第25号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第127号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日告示第257号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年9月20日告示第319号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第138号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第175号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の附則第8項の規定は、施行日前に改正前の附則第7項から附則第12項までの規定により行われた融資について、なお効力を有するものとする。

附 則（平成19年7月26日告示第351号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

（長岡市中小企業災害復旧資金再生支援緊急融資に係る利子補給金交付要綱の一部改正）

- 2 長岡市中小企業災害復旧資金再生支援緊急融資に係る利子補給金交付要綱（平成17年長岡市告示第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年3月31日告示第133号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の附則第2項の規定は、施行日前に同項の規定により行われた平成16年新潟県中越地震を本震とする地震による損害により経営の安定に支障を生じた中小企業者に対する融資について、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年9月29日告示第358号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第115号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長岡市中小企業高度化資金設置要綱別表第1の規定、長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金実施要綱第4条第3号の規定、長岡市中小企業災害復旧資金実施要綱第3条第3号の規定及び長岡市小口零細企業保証制度資金融資実施要綱第4条第3号の規定は、施行日以後に行う資金の融資から適用し、施行日前に行った資金の融資については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日告示第440号）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。